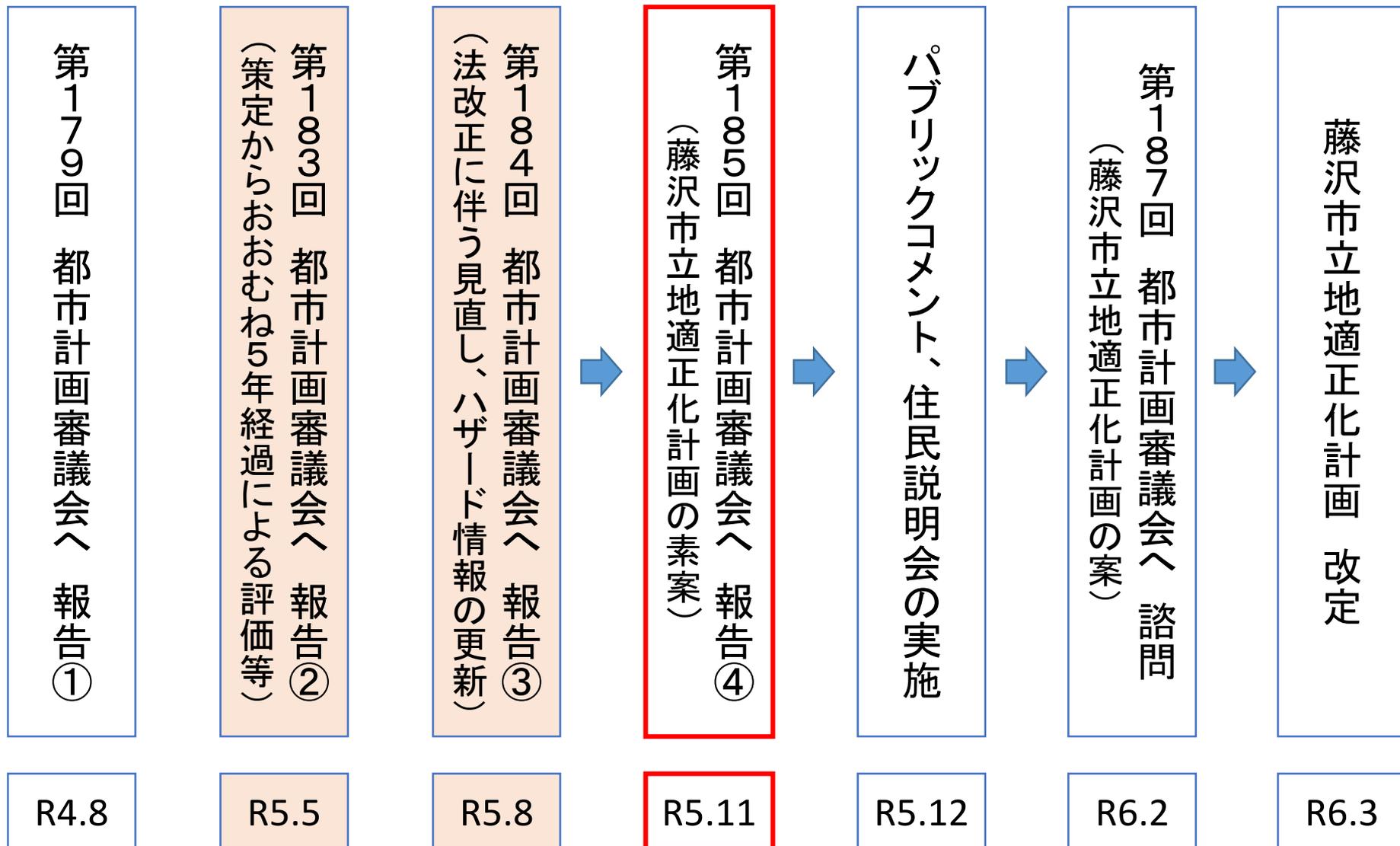


## 報告事項 2

# 藤沢市立地適正化計画の改定について

# 改定スケジュールについて



## 主な改定内容

### ○区域設定等の変更、追加

- ・都市機能誘導区域の変更
- ・誘導施設の追加
- ・居住誘導区域の変更

### ○防災指針の追加

- ・第184回の都市計画審議会にて報告した防災指針の追加

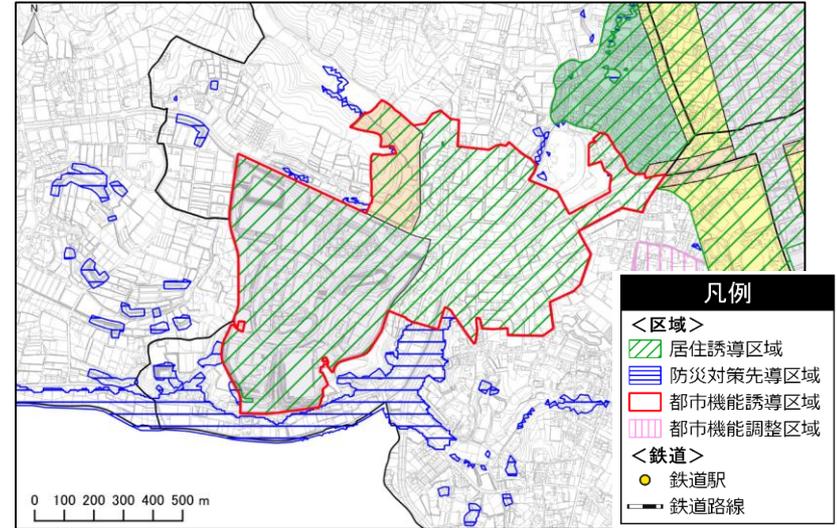
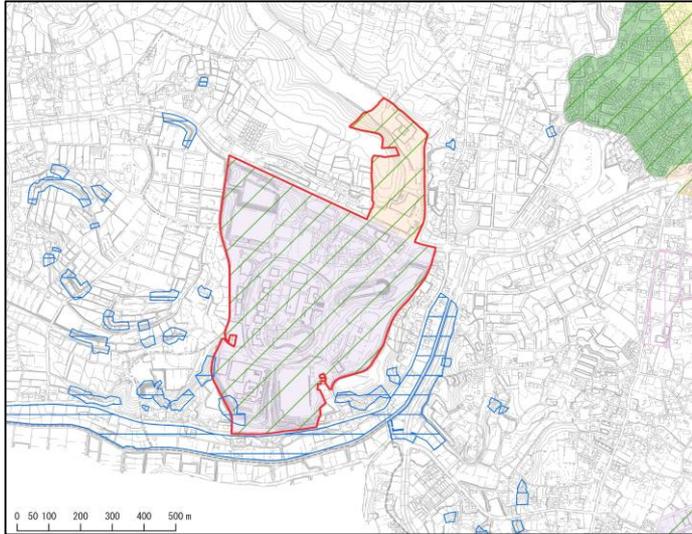
### ○指標の修正、追加

- ・本計画の達成度を計るため、指標の修正、追加

# 区域設定等の変更、追加

## 健康と文化の森都市拠点

まちづくりの進捗等に伴い、都市機能誘導区域の範囲及び誘導施設の設定を見直しました。



拠点名	誘導施設
①-5 健康と文化の森都市拠点	大規模病院、研究施設又は研究開発型施設(大学連携)

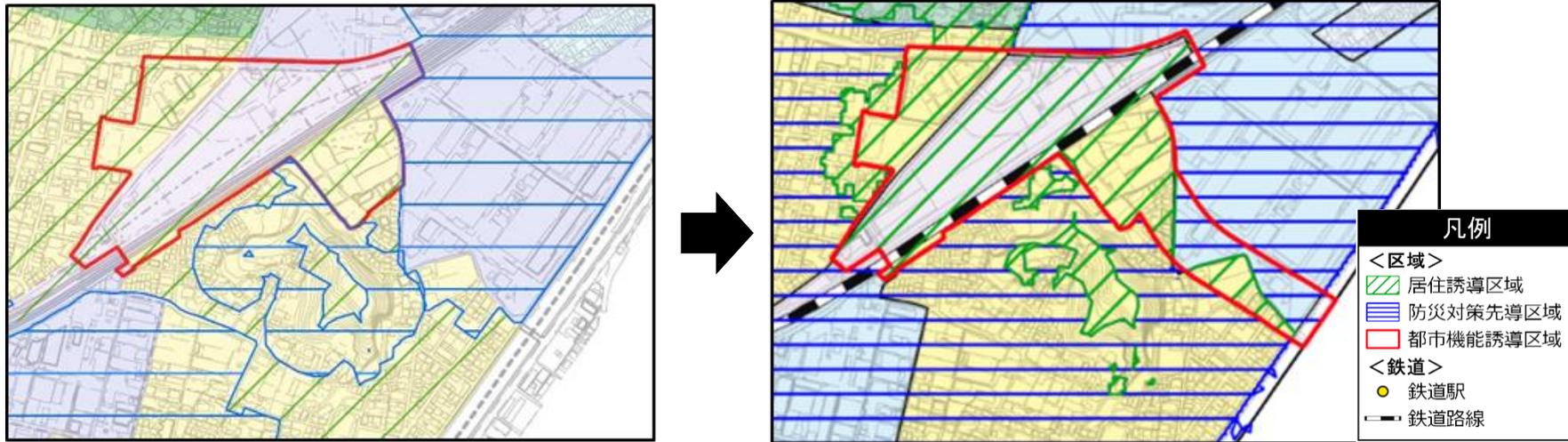


拠点名	誘導施設
①-5 健康と文化の森都市拠点	<b>大規模商業施設</b> 、大規模病院、研究施設又は研究開発型施設(大学連携) <b>駅一体型生活支援施設(保育施設等)</b> <b>多目的ホール併設ホテル(帰宅困難者対策機能)</b> <b>教育文化施設(中学校、高等学校、大学、図書館、博物館等)</b>

# 区域設定等の変更、追加

## 村岡新駅周辺都市拠点

まちづくりの進捗等に伴い、都市機能誘導区域の範囲及び誘導施設の設定を見直しました。



拠点名	誘導施設
①-6(仮)村岡新駅周辺都市拠点	複合施設(商業、医療、生活利便施設等)

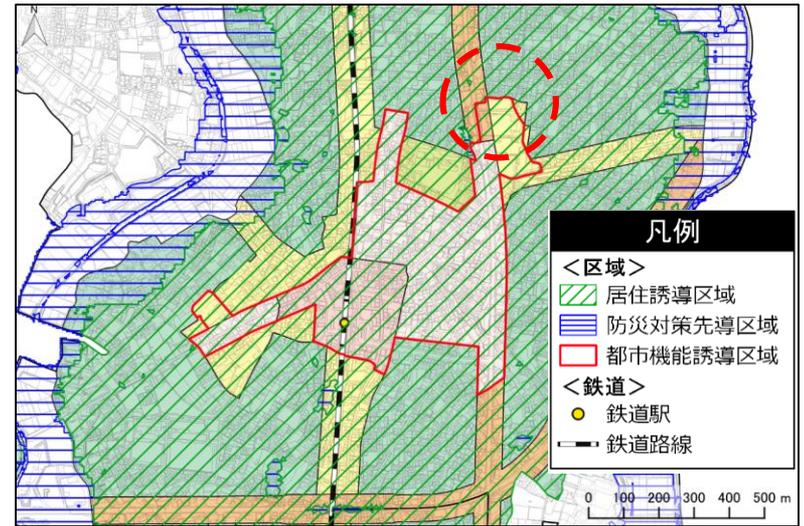
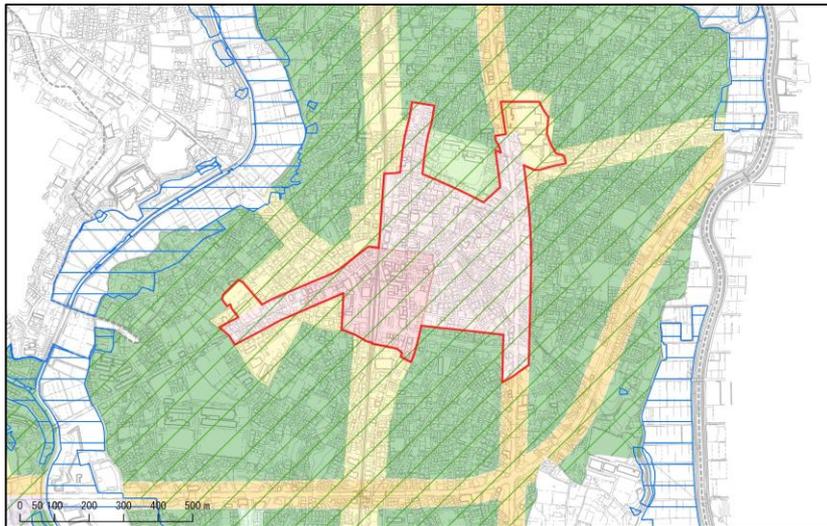


拠点名	誘導施設
①-6 村岡新駅周辺都市拠点	研究施設又は研究開発型施設、複合施設(商業、医療、生活利便施設等) 駅一体型生活支援施設(保育施設等) 多目的ホール併設ホテル(帰宅困難者対策機能) 文化交流施設(情報発信、スタジオ等)、教育文化施設(大学、図書館)

# 区域設定等の変更、追加

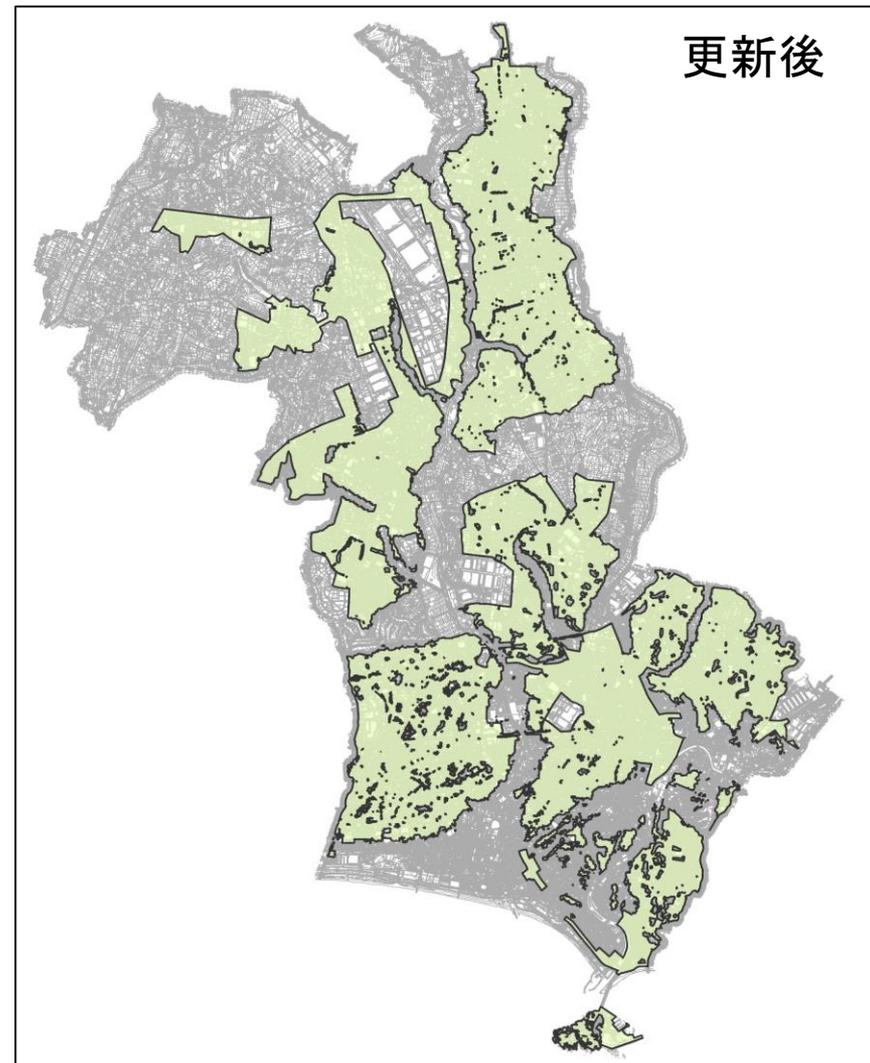
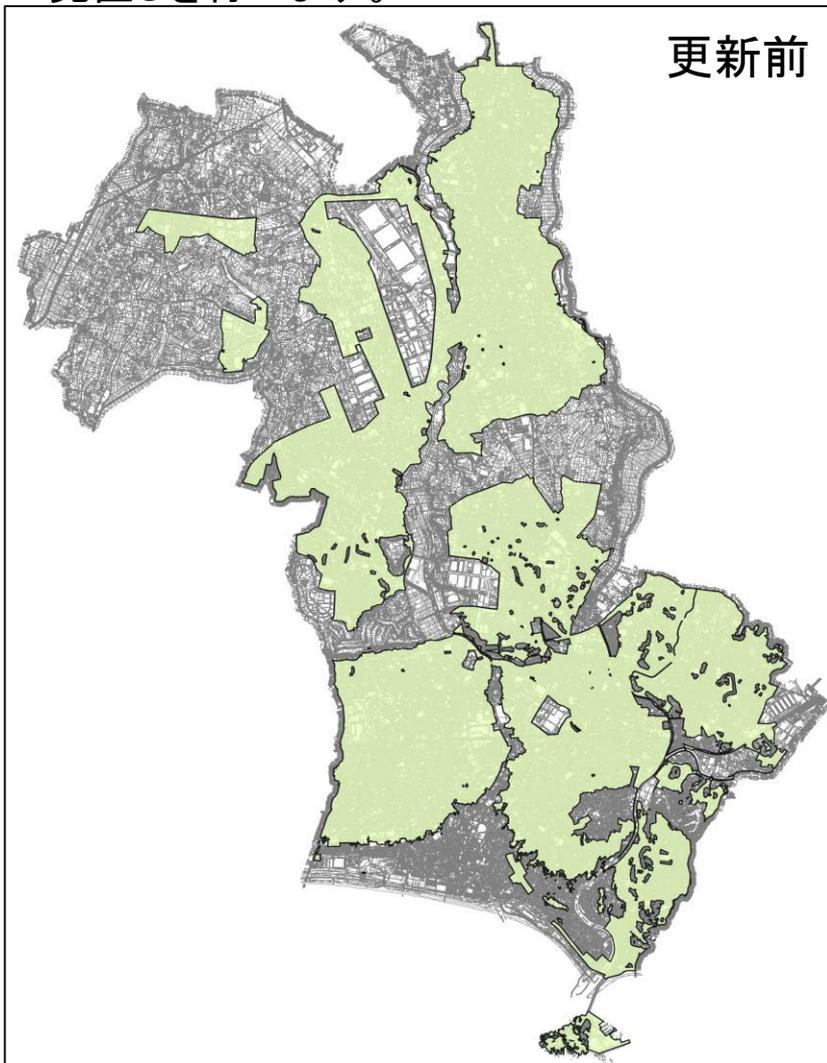
## 長後地区拠点

誘導施設である大規模病院の敷地増にあわせて、一部区域を拡大しました。  
なお、誘導施設は変更しません。



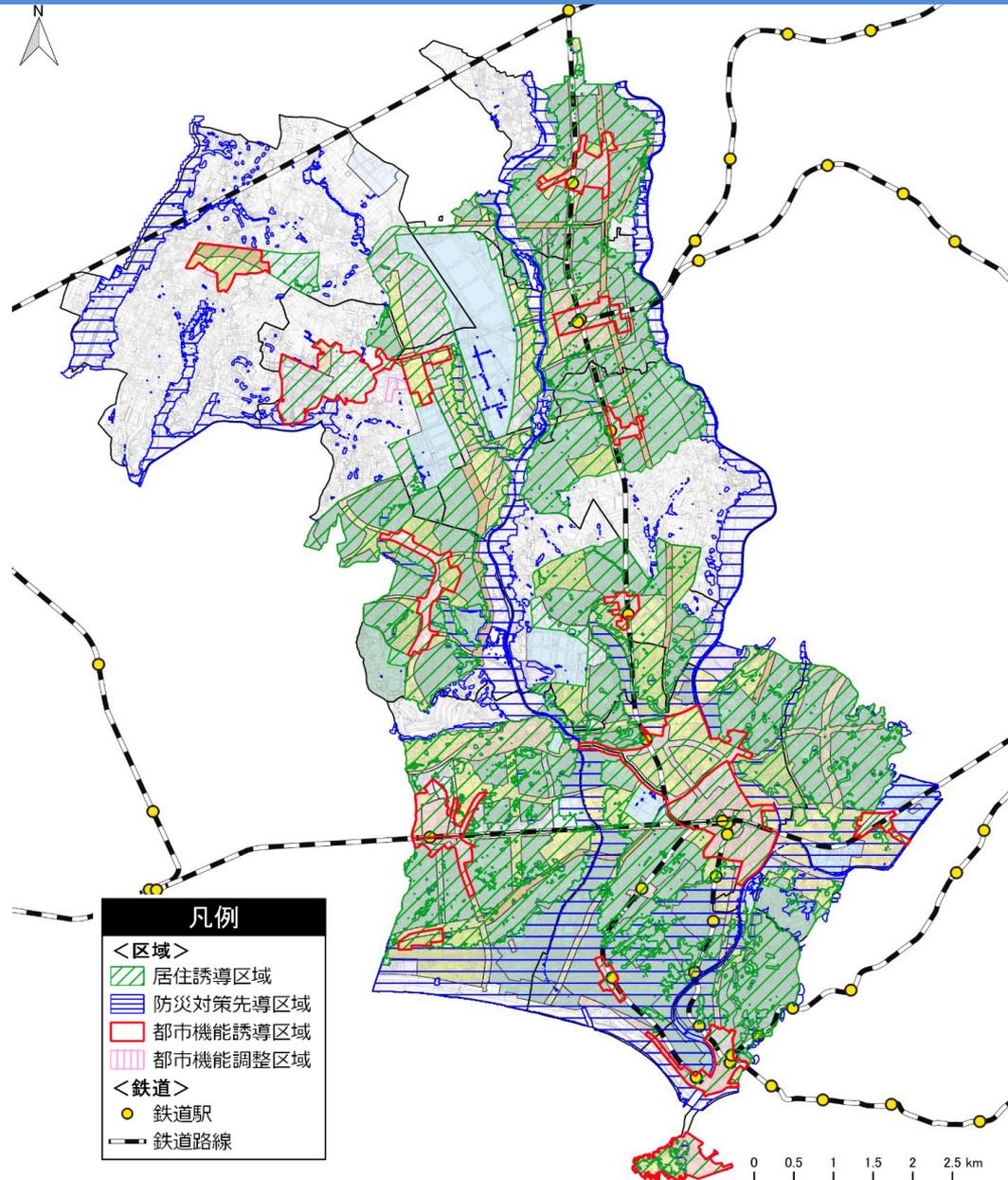
## 居住誘導区域

都市機能誘導区域の変更及び災害ハザードエリアの更新等に伴い、居住誘導区域等の設定の見直しを行います。



# 区域設定等の変更、追加

## 区域図



# 防災指針の追加

## 防災指針について

防災指針とは、令和2年の都市再生特別措置法及び同法施行令の改正により、立地適正化計画に記載する事項の1つであり、本市の防災指針は、災害ハザードエリアに住宅や都市機能が立地する際に必要となる防災・減災に係る指針として定めます。

## 防災指針を記載する本市の方針

### (方針1)

災害ハザードエリアを含む都市機能誘導区域においては、居住誘導区域も兼ねていることから、そのリスクを周知し災害に対する意識啓発を図りつつ、居住や都市機能を維持していくため、都市再生特別措置法に基づき防災指針を記載する。

### (方針2)

本市が独自に設定した防災対策先導区域は、届出制度を活用することで当該地の災害ハザード状況や避難方法等について事業者や市民等へ周知を行っている。その防災対策先導区域において、周知する内容をより充実させるため、防災指針を記載する。

## 防災指針を記載する本市の方針

### 方針1

災害ハザードエリア内にある  
都市機能誘導区域について  
⇒防災指針を定める

都市機能誘導区域内  
に対して災害リスクの周  
知が図れていなかった。

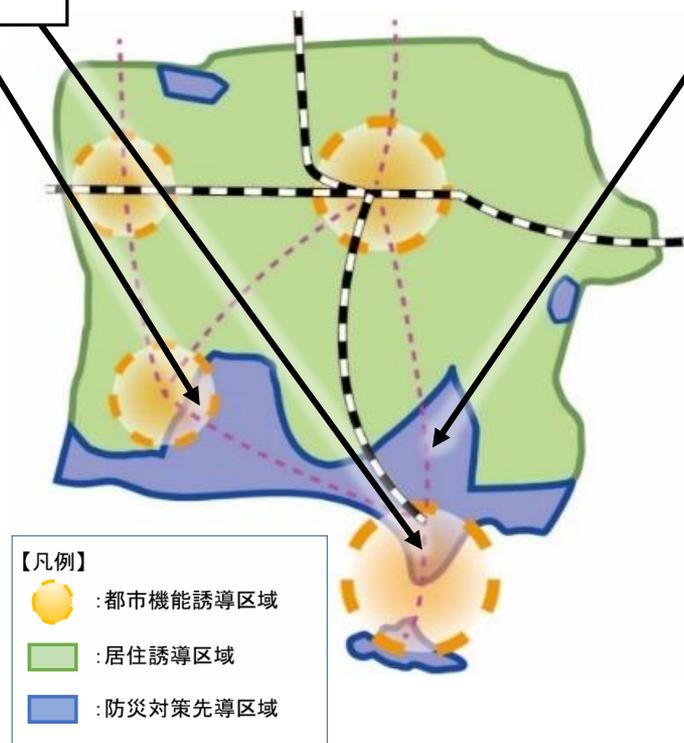
リスクを周知し、災害  
に対する意識啓発を図  
りつつ、居住や都市機  
能を維持していく。

### 方針2

防災対策先導区域について  
⇒防災指針を定める

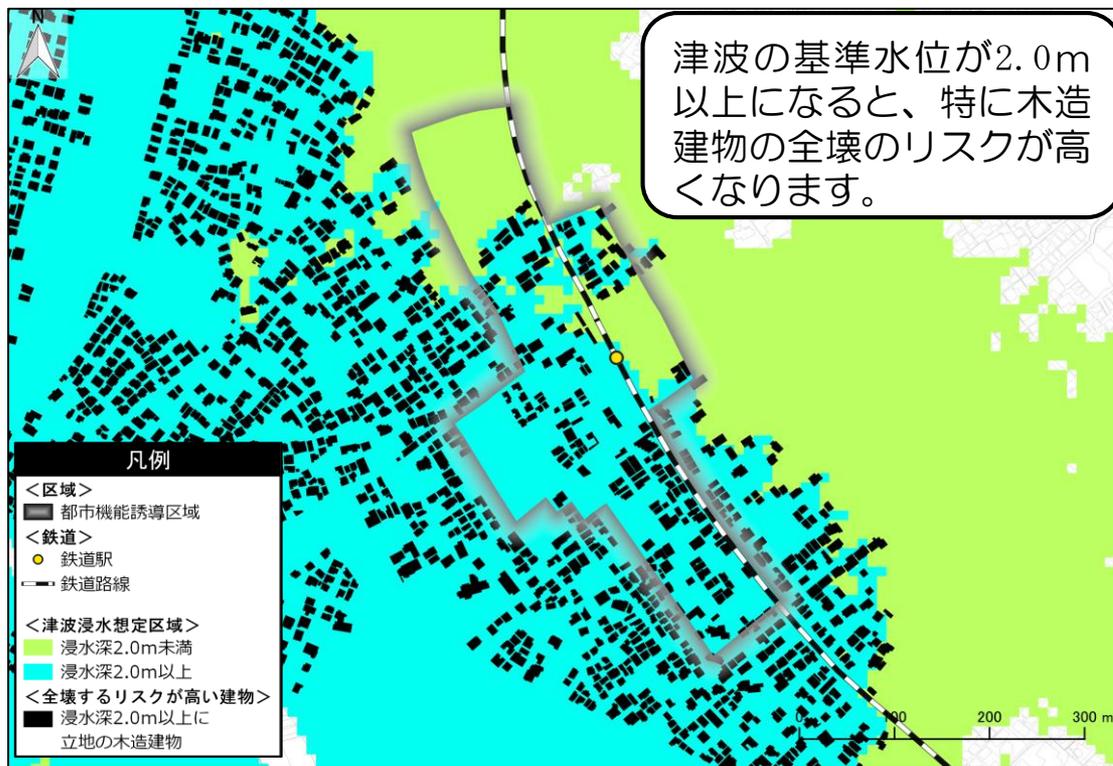
防災対策先導区域内  
に対して災害リスクの周  
知を図ってきた。

周知する内容をより充  
実させ、災害に対する  
意識啓発を行っていく。

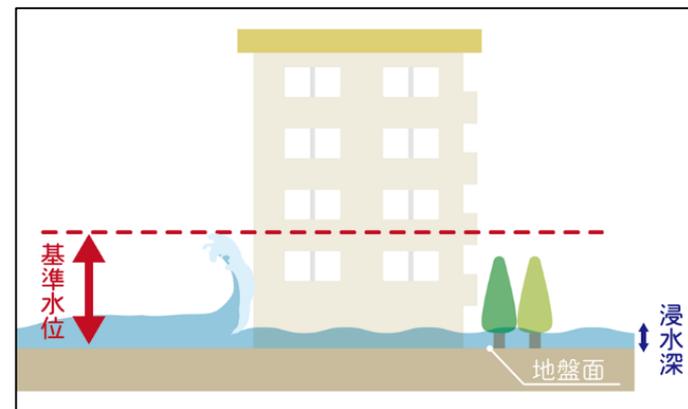


防災指針を定める区域のイメージ図

## 災害リスクの情報提供イメージ



(例)被害想定にかかる情報提供(案)  
(津波基準水位と建物構造の重ね図)



津波の基準水位と浸水深のイメージ図

# 指標の修正、追加

## 居住に関する指標

指標	当初	現在	2036年
「居住誘導区域内の人口密度の一定の確保」 (市街化区域内におけるDID (人口集中地区)の割合)	95.9% (2010年)	94.5% (2016年)	95% 以上
最寄り駅まで15分圏域の人口割合の増加	72% (2014年)	74% (2020年)	90% 以上



指標	当初	現在	2036年
市街化区域内の人口集中地区(DID)の面積 (人口密度の一定の確保)	4,492ha (2010年)	4,492ha (2015年)	現状 維持
最寄り駅まで15分圏域の人口割合の増加	72% (2014年)	74% (2020年)	90% 以上

主に居住を誘導していない工場や大学などが立地している地区を市街化区域に編入したため、市街化区域内におけるDIDの割合は減少してしまい、実態と合っていない指標となっていました。そのため、市内の人口密度の一定の確保が図られているか適切に評価するため、指標を見直し、「市街化区域内の人口集中地区(DID)の面積」へと変更します。

# 指標の修正、追加

## 都市機能に関する指標

指標	現在	2026年	2031年	2036年
誘導施設の施設数 (誘導施設の維持・誘導)	55施設			60施設

各都市拠点、地区拠点における都市機能に関する指標として、誘導施設の施設数を追加します。現在設定している施設の維持や、新たな施設の誘導が図れているか評価するため設定します。

## 防災指針に関する指標

指標	目標値(毎年度)
防災指針(ホームページ)の閲覧数 (災害リスクの周知)	7,000以上
地区防災マップの作成(更新) (地域防災力の向上)	3地区

防災指針に関する指標として、防災指針のホームページの閲覧数、地区防災マップの作成を追加します。防災指針のホームページの閲覧数は災害リスクの周知が図れているか、地区防災マップの作成は地域防災力の向上が図れているか評価するため設定します。

